

質問書回答

2018年11月9日

「セネガル 民間連携による産業人材育成強化のためのセネガル日本職業訓練センター機材整備計画準備調査」

(公示日:2018年10月31日/公示番号:180368)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	第2 調査の目的・内容に関する事項 1 ページ 1. 要請の背景・経緯、第 4 パラグラフ	当該パラグラフに「・・・セネガル政府は、CFPT に対する民間企業技術者及び訓練生向けの研修用機材の整備を我が国に対して要請した」とあります。 本事業に関するセネガル国発出の要請書があれば、開示をお願いします。	要請書は現在未取得です。要請書は本準備調査の結果をふまえて先方政府から出される予定です。
2	業務指示書 p.3 第 4 4	「業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。」とある。業務従事者通訳(5号)が仏語ネイティブの場合、語学の認定書は必要か。	不要です。
3	業務指示書 p.4 第 5 3(2)3)	「評価対象業務従事者の経験、能力等」で「業務主任者(統括/職業訓練計画)」と「業務従事者:担当分野 機材計画」の 3)語学力が英語となっているが、仏語は評価対象外か。	語学の評価対象は英語としています。ただし、仏語ができる方が望ましいとしているため、仏語ができる場合は、語学の項目ではなく、その他学位、資格等の項目で考慮します。
4	第 2 調査の目的・内容に関する事項 p.10 第 3 2. (4)	指示書では通訳(5号)の傭上に際しては「必要経費(直接費のみ)を見積書に記載すること。」とある。一方、『コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン』では「通訳に係る人件費単価	直接費とは経理処理ガイドラインに記載のとおり、間接費を含んだ単価として合意・確定しますので、その他原価及び一般管理費等率の対象とはなりません。

通 番	当該頁項目	質問	回答
		<p>については、間接費を含んだ単価として合意・確定しますので、その他原価率及び一般管理費率の対象とはなりません。」とある。直接経費とは『コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン』p.7 の直接人件費基準月額のことか。</p>	<p>ここでいう直接費とは直接人件費基準月額ではありません。 なお、必要な経費(直接費)は、直接人件費基準月額 5 号の額を上限として下さい。</p>

以上